

お客様からいただいた嬉しいことば

店舗に通つて頂いている最高齢のお客様に94歳のN様がいらっしゃいました。いつもお嬢様と一緒に来られるのですが、夏に骨折をしたとお電話を頂きました。

『良くなつたら車椅子に乗せてでも連れて来たいのよ。お父さんもやっと来たがっているのよ』と。『そんな有難いお言葉を頂いて少しした頃、お嬢様がウイッグを持ってご来店されたのです。田に涙を浮かべながら、お話してくださいました。骨折の手術をしました。12月の年の瀬、お電話を頂きました。ウイッグをお渡ししてからちょうど1か月後、永眠されたそうです。N口ナド親族ですら直接面会が出来ない中、ウイッグを看護師さんに渡して、看護師さんが綺麗に整えてくれたそうです。

あの日、本当にきれいにして頂いて良かったわ。ありがとうございます。お父さんも喜んでいたと思います。本当にありがとうございました。あの日、行って本当に良かったわ。と、何度も何度もお礼を言ってくださいました。

最期までスヴェンソンを『愛顧くださったことが私たれども『いがむ』もありがとうござります』
なのに、心の底からお礼を言って頂けたことに、胸が熱くなりました。
シャンパーした後、スッキリ気持ちよさそうに微笑むお顔がとても印象的なお客様でした。

新規加入特別会員のご紹介

cocoarea 代表 直志 望



日本毛髪工業協同組合に入会させていただき誠にありがとうございます。弊社、創業間もないこれからのお会社です。

私がウイッグで起業を考えたのは、前職の同僚が乳がんだと診断されてからウイッグを着けて出勤するようになるまでの過程を見てきたからでした。

ウイッグ一つで外面はもちろん内面にも与える影響が大きい事、特に女性にとって髪が与える印象は非常に重要な事だと思います。美容師として活動後、ウイッグメーカーに勤務していたという事から業界での経験を活かし、悩みを抱える全ての女性の力になりたいと思いcocopreaを立ち上げました。そのため「高品質」の製品を「適正価格」で提供し、希望と笑顔、勇気をお届けできる会社に成長して参ります。組合の皆さまには何卒、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願ひいたします。

(五十音順)

令和4年6月30日発行 J・Hair News (第48号) 日本毛髪工業協同組合 URL <http://nmk.or.jp>
編集・発行 日本毛髪工業協同組合事務局 東京都渋谷区代々木2-10-9 Tel.03-5304-5130 Fax.03-5371-9345 印刷・製本 イエベニ印刷(株)

Vol.48
2022. Summer

J・Hair
News



写真：薬師寺「古都京都の文化財」(世界文化遺産)

P1 表紙
P2~P4 J・Hair EYE
P5 総会・理事会記事
P6~P8 事業者投稿・新入会員紹介

日本毛髪工業協同組合

株式会社スベンソン 池袋スタジオ
ベンネーム 0000552

組合員各社

(株)アートフォーラム (株)アールコーポレーション
(株)アドランス
(株)スマフォニー(株) シャボード(株)
(株)東京義髪整形 (株)ハイネット
(株)バイオテック フエザー(株) (株)エヴァル
(株)エバーグリーン (株)HP 京越(株)
(株)ベヒミカ (株)ユキ

特別会員

(株)アートフォーラム (株)アールコーポレーション
(株)パルメッセ(株) (株)ピノクエイジ フリーード(株)
(株)sunny Days 鈴珠
(株)スマートリンク (株)スリール 青和通商(株)
(株)クロスオーバー NAO-A.R.T(株)
(株)ダリア NAO-A.R.T(株)
(株)Berry & Rose (株)美彩
(株)プリシラ (株)美希 (株)ミリオンバンブー⁺
(株)ライツフォル (株)リネアストリア
(株)レジーナ (株)ワールドワイドウイッグヘアーズ

賛助会員

(株)アイプラネット
(株)アブナス (株)アマナ イエベニ印刷(株)
S M B C フainaンスサービス(株)
(株)オリエントコーポレーション (株)カワキタ
共同印刷(株) (株)コーネック (株)弘研
(株)コンパス (株)サンエーディー
(株)ジェイアンデュー J-BCC(株) (株)ジャックス
(株)新和商事 (株)象ファクトリー
タカラベルモント(株) タカラスペースデザイン(株)
(株)田村治照堂 (株)電通 (株)東洋新薬
日本フイリン(株)

特定商取引法が規定している書面交付義務には、訪問販売や電話勧誘販売など不意打ちの勧誘や、利益誘引型あるいはマルチ商法など不本意な契約をしがちな契約類型について、契約内容とクーリングオフの存在を消費者に気付かせるという、重要な消費者保護機能があります。前述の通り、令和3年改正では、書面の電子化規定導入に消費者団体等から大きな反対の声があり、国会でも論戦が繰り広げられました。そのような経緯から、「書面交付の電子化に関する承諾の要件を検討するに当たっては、悪質業者の手口や消費者被害の実態を十分に踏まえた上で、学識経験者、消費者団体、消費生活相談員等の関係者による十分な意見交換を尽くすこと」と「との附帯決議が参議院で採択されています。これを受けてスタートしたのが消費者庁の書面等の電子化に関する検討会です。諸団体からの意見を聞く場としてワーキングチーム会合が設置され、今年3月まで7回にわたりヒアリングが行われました。

尚、書面の電子化については、公布の日（令和4年6月1日）から起算して2年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されるとされてい

書面電子化の問題

契約の申込み又は締結の後に、法律で決められた書面を受け取つてから一定の期間内（取引類型によって異なる）に、無条件で解約できるルール。現行法では、通信販売はクーリングオフの対象外。
＊民事ルールには他に、意思表示の取消し（事業者が不実告知や故意の不告知等を行った場合）、事業者が請求できる損害賠償額の制限など。

◆クーリングオフ（民事ルール）

特定商取引法は、契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを事業者に課しています。
＊行政規制には他に、不当な勧誘行為の禁止、広告規制など。

◇書面交付義務（行政規制）

消費者団体の意見

(1) 書面電子化承諾の際の消費者の真意性

ヒアリングを通して、消費者側の団体からの意見は、その前提において、書面の電子化は消費者の利益保護に資するものではないこと、導入後も特商法の目的である消費者の利益保護の観点が重視されなければいけないという点で一致しています。以下に主婦連の意見を中心に消費者側の意見を要約します。

説明すべき内容

- 紙の書面交付が原則であること
- 書面交付に代えて提供する電子データは、契約内容やクーリングオフ制度を記した重要なものであること
- クーリングオフの制度内容と起算日の考え方

(2) 書面電子化の承諾取得の方法

消費者の電子交付の承諾について明示的に確認されなくてはならない。上記(1)の説明内容及び契約を特定できる事項を明記した承諾書面により消費者の承諾を得て、その控えを直ちに交付・提供すること。但し、オンラインで申し込みから役務提供までを行う「オンライン完結型」の特定継続的役務提供の場合に限り、電子的な承諾取得を認めるものとする。



特定商取引法の改正について ～消費者団体としての評価と展望～



主婦連合会 会長 河村 真紀子

昨年（令和3年）改正された特定商取引法（以下、特商法）が、本年6月1日に施行されました。特商法は、訪問販売や電話勧誘販売など、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。

主婦連合会はじめ消費者団体は、今回の令和3年改正について、トラブルが多発している詐欺的な定期購入商法や送り付け商法への規制が強化されたことについては評価しています。しかしながら、改正手続きの過程で議論されないまま突如盛り込まれた契約書面の電子化を可能とする条項については、消費者被害拡大の懸念から、消費者団体、弁護士会等から多くの反対の意見書、声明等が出される中、残念ながら成立してしまった規定であり、この点は極めて残念な結果と私は捉えています。

特定商取引法について

◇対象となる取引類型

訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入



(3) 電磁的提供方法

① 消費者及び消費者の保有する機器等の適合性確認

電子化承諾の前提として、電子化に対応できる適合性を有する消費者であることを確認すること。（適合性には、ハードウェア要件、ソフトウェア要件、スキル要件、および説明に対する本人の理解・判断力などの側面がある。）

② 具体的提供法

ア. 電子メールに、編集不可のPDFファイルを添付して送る。

イ. 事業者のウェブサイト内のページから、消費者がデータをダウンロードする方法。

③ 提供の手順に関して

ア. メール本文への記載

電子データを添付したメール、あるいはダウンロード用リンクを記載したメールの本文に下記の重要な事項を記載すること。

- 契約内容のうち、申込日、商品名、数量、代金
- クーリングオフに関する事項
- 事業者名、連絡先

イ. ファイルを開いたことの確認

理由：クーリングオフ等の告知機能を確かなものとするため。

(4) クーリングオフの起算点に関して

仮に、条文にある「電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」という規定について、消費者が利用しているメールサービスのサーバーに記録された時との解釈以外は認められないという場合は、事業者が、消費者が確かにファイルを閲覧保存したことを確認する義務を定め、事業者が確認を実行しないときは、サーバーに記録された日をクーリングオフの起算日となることを主張できないといった制限を設ける。

日本毛髪工業協同組合 第52回通常総会及び定例理事会開催



令和4年5月12日午後4時20分より「日本毛髪工業協同組合」の第52回通常総会及び定例理事会が京王プラザホテル「高尾の間」で開催されました。

定刻を迎えた嵐祥剛理事長が議長となり、議事の進行を務めました。開会宣言の後、総会出席組合員数が定款通り充足しており、本総会が適正に成立する旨報告されました。そして、議事録署名人を2名選出し、総会に提議された議案2案の審議が行われました。

議案は、「第一号議案」「2021年度事業報告及び決算報告の件」・「第二号議案」「2022年度事業計画(案)と予算(案)」の件が審議され、十分な質疑応答を経て2案とも議案が承認可決されました。

2022年度の事業計画案については、次のとおりとなります。

1. 行政機関との連絡、情報収集、危機への対応

組合を所管していた高齢者福祉部との連絡・報告等を行い円滑な早期対応を行えるよう努めます。また、消費者行政機関との情報についても適時円滑に対処できるよう努めます。

3. 医療用ウイッグの「医療保険適用」及び「医療費控除」を目指す活動を継続します。

また、「医療用ウイッグの購入費助成自治体」は、増加しておりますが、未実施自治体への情報案内を行い拡充できるよう努めます。

(5) 第三者の関与について

一定年齢以上の高齢者に対し電子交付を行う場合、家族その他、消費者自身が指定する第三者に電子データの控えを提供すること。消費者がそれを断つた場合は、書面交付の原則に戻すこと。

理由・電子データによる提供を認める、高齢者の被害について家族等の見守り関係者が契約書面を発見して契約の存在を発見することが困難になり、被害が拡大するおそれがある。

通販にもクーリングオフを

特定商取引法（特商法）における通信販売とは、新聞、雑誌、インターネット等で広告を見た消費者が、郵便、電話、ネット等の通信手段により購入の申し込みを行う取引のことを指します。広告には新聞、雑誌のほか、カタログ、DM、テレビ放映、折込みちらし、ネットショップ、ネット広告、電子メールで送られる広告も含まれます。

前述の通り、現行法では通信販売にクーリングオフ規定はありません。しかしながら、消費者団体が主催した学習会では、通信販売の類型においても、ネット広告の手法の複雑化・巧妙化による被害の拡大や、勧誘段階での脱法化などが横行している実態が報告されています。脱法化としては、広告見て申し込みの連絡を入れた消費者に、新たな勧誘を行う場合などが指摘されています。

このようにネット上の広告手法が多岐にわたり、IT技術を駆使した巧妙なものになっている中、特商法における通信販売の定義、規制内容に見直すべき点があることが、消費者団体共通の認識です。

あるべきルールを定めることは、健全な事業者を応援し、悪質事業者を市場から排除することに役立ちます。主婦連合会では、特商法の更なる改正に向けて、今後も他団体と連携して取り組んでいきます。

以上

4. 消費者相談窓口の充実

消費者からの相談をフリー・コールで受付、各社のお客様対応部署と一緒に連携のもと、迅速な対応と改善に努めます。

5. 組合の会員加入促進

医療用ウイッグの「M·W·i·g」登録事業者の拡大につながるよう積極的に特別会員の加入促進を図っています。また、賛助会員の加入促進を組合員各社と協力して促進します。

6. 広報活動及び情報提供

会報誌である「J·Hair News」によって、組合の存在・活動内容を広く内外に伝えてまいります。また、業界誌などに組合自体と主な諸行事を掲載し認知度アップを図ります。

7. アウトサイダー対策及びメディア対応を適時行います。

8. 特許申請に関する監視対応を行ってまいります。

総会終了後、直ちに定例理事会を開催しました。理事会においては、議案はなく、事務局より2件の報告事項が行われました。

一件目は、「2021年度電話相談（事務局・P-I-O-N-E-T）集計の件」について、事務局より報告され、2020年度は、コロナ禍による事業活動が停滞したことから件数は、ほぼ例年に近い件数となりました。傾向としては、以前と同様に高齢女性の件数が高い数値を示しております。とりわけ、展示試着会の既成品販売のお客様からの問い合わせが増加しました。

二件目は、「医療用W·i·gの助成自治体」について一覧表を提示し、2021年10月現在、約260自治体であったのが、2022年4月1日現在、293助成自治体まで増加していることを説明し、今後も更に拡大するよう組合としてアピールすることが報告されました。



会員寄稿

みなさまよりお寄せいただいた原稿を
ピックアップして掲載させていただきます

フェザー(株)に勤務し4年目を迎える
インストラクターです。

フェザー株式会社 顧客サポート部
岡本 実千代

美容学校を卒業し、美容師として28年。美容師時代は私と共に年齢を重ねたお客様からのエクステ・ウィッグの話題が多くなり、数社のカタログ片手に、多種多様なWIGを取り寄せ、お客様に試着販売のサービスに携わってきました。

当時、私の新人時代から担当させて頂いている少し引っ込み思案なお客様。WIGに興味を持ち、当時の美容室で商品を取り寄せ、はじめてのWIG試着。最初はWIGに対して、「WIGって判らないかしら?」と不安そうにしていましたお客様が徐々にウィッグに慣れてくるにつれ鏡の中の自分の姿にウットリ。

「私、今、WIG被ってるの。いかが?」と、周囲のお客様や、他のスタッフに、御自身から嬉しそうに話しかけ、「そなんですか?お似合いですね。」「若々しくなられて、とても自然です。」「そうなんですか?お似合いですね。」

の、賛美の言葉に、少し照れ臭そうにしながらも満面の笑み。その姿が自分ごとのように嬉しかったのを今でも覚えています。

自分に合ったウィッグに出会えた人は、背筋が伸び社交性も広がり、自信に満ち溢れた姿に変身します。そのたびにお客様にキラキラと魔法を掛けるWIGは「美」と「ディカル」の可能性を持ったステキなアイテムだと実感します。

そして3年前、縁あって美容師からフェザー(株)へ転職。

美容師時代に得た経験をもとに今度は立場が変わり、WIGメーカーのインストラクターとして全国の美容師様にウィッグ技術をレクチャーする仕事に携わることになりました。講習を受講した美容師の皆さんから、「なる程、WIGってこんなに自然なんですね。田から鱗でした。」という言葉を聞くたびに、きっとその先には全国の美容師様を通じた素敵なWIGの世界が広がるんだと嬉しい気持ちになります。

其々を繋げ、実になる様、精進し続ける。今までのお客様の言葉、笑顔を思い出すほどに愛着が深くなるWIG。フェザー(株)でその仕事に携われる事をとても誇りしく思つ毎日です。



息抜きしたい人へのおすすめスポット

プロピア広島店
ペンネーム「カープがんばれ」

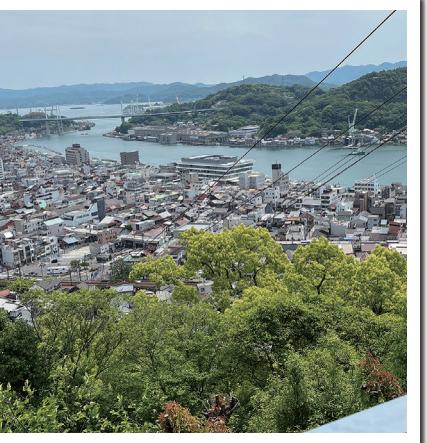
私は瀬戸内海と中国山地の海と山に囲まれた豊かな自然と、宮島の厳島神社、原爆ドームといった2つの世界遺産で知られる広島で育ちました。

以前は、高齢化が進み、空き家が目立つようになっていましたが、昭和初期に建てられた少々歴史あるレトロな街並みが人気の尾道です。
そんな私の行ってみてイチオシな場所といえば、広島駅から在来線より方面で一時間大変にぎわっています。

元々、尾道の古民家は、独特な造りになつており、国の有形文化財に登録されています。例えば、「大和湯」さんは文字通り以前は銭湯でしたが、リノベーションにより現在は中華料理屋さんとして営業されています。こうした昭和を感じさせる街を一通り散歩した後は、丘上にある千光寺を目指しましょう。上り坂は結構キツイですが、きっと可愛い猫が癒してくれます。猫が沢山いるその通りは「猫の細道」と云われ、猫好きの聖地としても知られています。

そして千光寺から見える景色は、尾道の街並みを遠目に、しまなみ海道も見え、最高の眺めです。一息ついた後は「文学の小道」と云われる正岡子規や松尾芭蕉といった、尾道ゆかりの詩人たちの詩を刻んだ石碑が、点在している散歩道を通りながら坂道を下りると、お腹が空いてくるので尾道ラーメンを食べてフイニッシュです。

一度に海も山も島も楽しめて、どこか昭和の懐かしさを感じさせてくれる街、「尾道」に一度訪れてみては如何でしょうか?きっと日常の疲れを癒してくれるはずですよ。



下町にある商店街

アブラン本社 橋

ご当地ネタ

アデランス札幌 武市豪人

私の出身高校の近くにある墨田区の商店街「下町人情キラキラ橋商店街」。この商店街は昔ながらのお店が立ち並び今でも多くの人が賑わいを見せていました。なぜ、この時代に下町の商店街が賑わっているのか、その理由は偏にこの商店街を盛り上げようとする地元の方の力が大きく関わっています。

具体的に行っていることは、一番大きなものでイベントを商店街で企画していることです。

例えば、令和二年の十一月には「キラキラ橋☆ほくほく北斎」というイベントが開催されました。このイベントは地域学生や、地元アイドルで企画され、コロナ過渡を考慮した非接触形式で行えるスタンプラリーを中心、さまざまな催し物や出店が数日間に渡り行われました。商店街の中には展示や発表を行うことのできる小ホールもあり、飲食や買い物だけでなく、プライスレスの楽しみもあります。広報の点でも、今の時代に則してSNS等を積極的に使用しているので、ここからも商店街を盛り上げようとする努力が感じられます。

さて、このイベントを例に出したのは、私自身がこのイベントに「演劇」という形で参加したためです。商店街の近くにある橋高校の現役生が演劇を毎年披露していましたが、コロナ禍の影響により参加できないということで、OBとOGに演劇部顧問から話が上がり「MARK SYN」という名前で出演しました。全く対面での私たちの演劇を数十人の方が見てくださって、商店街の方の温かさを肌で実感しました。

こういった地元高校のOBやOGが盛り上げ役として参加するのもこの商店街の魅力がなせることなのかもしれませんね。
少し古い情報ではありますましたが、熱意があり地域で盛り上げる下町の商店街、むち地ネタとしては一押しでしたので紹介させて頂きました。

